

環境影響評価調査計画書審査意見書

「都営狛江団地建替事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：都営狛江団地建替事業
種 類：住宅団地の設置
- 3 対象事業の位置
狛江市和泉本町四丁目 7 番 3 ほか

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

事業の基本計画では、計画戸数の25%以上の駐車場を新たに設ける計画であり、入居者の利用が基本となるため、建替前の交通量と大幅な変化はないとの理由で、予測事項としていないが、新たな車両の発生集中による周辺交通量の変化が不明確であり、これらを明らかにした上で、必要な場合、関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響について予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

施工計画では、全体を5期に区分して工事を実施し、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、各工期、工区毎に予測・評価を行うとしていることから、工期ごとに選定した各地点における建設機械の種類、台数、配置等予測条件について十分に検討し、周辺への影響を適切に予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。